



会員各位

創始組織：大田ドローン協議会

「入会金・年会費に関して」

今回は初回の為、各地区創立役員の意見を取上げました。

【1】 関係する質問の主旨

1. 入会金・年会費が高いですが？
2. 入会金・年会費を徴収しないで、参加費を徴収するのでは駄目ですか？
3. 新聞報道等で興味を持たれた社会人が大勢おり、会員増強の為入会金等徴収しない方が良いと思いませんか？
4. 事務局の経費（印刷費・人件費等）が掛かる為、入会金等徴収しないで参加費を徴収する方が良いが？

【2】 創始組織統一見解「説明」

1. 入会金・年会費が高いと言われていますが、そもそも本会は学生達への講習会（ドローンと遊ぼう）を主体としており、よって、高額と思われる方は「社会人」と推測致します。
2. 会員以外からは、講習会/研修会の参加費は既に徴収しています。
 - 1) 会員からは原則参加費は徴収しない。
 - ① 競技大会等の別事業は別途徴収します。
 - 2) 但し、参加費（下限と上限）の区別（教材により）により「正会員の講習会/研修会」「社会人の講習会/研修会」を分けて徴収する事が望ましい。
 3. 万が一、参加費だけで協議会を運営する場合、参加費が高額になり参加する会員が減少すると思われま

【3】 創始組織統一見解「結論」

1. 入会金・年会費の「修正・改定」は現時点では変更許可致しません。

【4】 詳細説明

1. 最初に道理を考えて頂けば、物事の理解は可能です。
 - 1) 誰が「機体・パーツ・他」等の負担をするのか？
 - ① 協議会が負担するのではなく、会員達が負担するのは至極当たり前の事であります。
 - 2) 但し、必要以上の費用を求めてはならない。
 2. 根拠は規約第 7 条です。
 - 1) 会員は本会の目的を達する為、それに必要な経費を支払う義務を負う。
 - ① 必ずしも高くはありません。他の組織は「ビジネスモデル」として各費用は高額設定です。
 - 2) 会費は教材用ドローン（初級者迄のクラス・中級者以上のクラス：会費の差別化）購入費等に充当。



- ① 私達創始組織が負担し与えるものではなく、各地区協議会は会員から会費を徴収し購入します。
 - 3) 個人教材用「実機製作、修理用・予備品の各部品」等の購入費は、各個人が別途購入費を支払う。
 - 4) 屋外飛行実習等は、参加する会員が別途参加費を支払う。
3. 何を教材にするのか？
- 1) 正 会 員： SYMA X5C、FLY HYUN TD-05、他同程度（3.7V/500mA～）機種
 - ① 正会員が主に使用する教材ドローン（1万円前後：Jクラス～Fクラス）
 - 参考までに、現在販売しています「教材用ドローン」はJクラス～Fクラス用です。
 - 2) 社会人会員：初級終了までは、SYMA X5C、他同程度（3.7V/500mA～）機種。
 - ① 社会人が主に使用する教材ドローン（2万～30万円：E～Cクラス）（30万以上：B～Aクラス）
 - ② 中級者からは、下記の如く多種多様。
 - バッテリー容量：（7.4V/800mA～）（11.1V/1,500mA）（15.2V/4,480mA）（22.8V/5,700mA）他
 - モーター：ブラシ・ブラシレス。2モーター・4モーター・6モーター・8モーター
 - カメラ：200～3200HD。固定・ジンバル。*空撮機能訓練は誓約書提出後から講習開始
 - 3) 公 共 会 員：社会人会員と同格とします。
 - 4) 賛 助 会 員：社会人会員と同格とします。
4. 誰に教えるのか？
- 1) 正 会 員：小学1年～大学卒業迄。
 - ① 安全・操縦講習会（ドローンと遊ぼう）に参加、技能検定「年1回」受講
 - 2) 社会人会員：18歳以上の社会人。
 - ① 安全・操縦講習会・研修会（修理・改造・自作・屋外飛行）に参加、技能検定「年数回」受講
 - 3) 公 共 会 員：行政等の職員で「行政職・技術職」に従事、業務として所属長下命により入会。
 - ① 安全・操縦講習会・研修会（屋外飛行）に参加、技能検定は申出により受講
 - 4) 賛 助 会 員：本会の主旨に賛同頂いた企業・個人。
 - ① 講習会・研修会は参加自由とし、技能検定は申出により受講
5. 入会金・年会費は？
- 1) 正 会 員（小学1年～大学卒業迄）
 - ① 「入会金：免除」「年会費：1,000円」
 - 2) 社会人会員
 - ① 「入会金：20,000円」「年会費：5,000円」*正会員からの繰上入会は「入会金免除」です。
 - 3) 公 共 会 員
 - ① 「入会金：免除」「年会費：免除」
 - 4) 賛 助 会 員
 - ① 「入会金：50,000円」「年会費：10,000円」
6. 各地域組織の創立役員の特典と理由
- 1) 特典：入会金・年会費は免除、更に、本人退会の申し出がない限り継続役員待遇とする。
 - 2) 理由：創立に関し尽力して頂いた「創立構成メンバー」を優遇する為です。
 - 3) 補足：本人申し出により重職を退いた場合は「理事職・参与職」として会の発展に尽力頂きます。

以上

追記：入会金・年会費・規約・講習会・研修会等の質問は、創始組織「大田ドローン協議会」事務局迄、メールでお問い合わせ下さい。